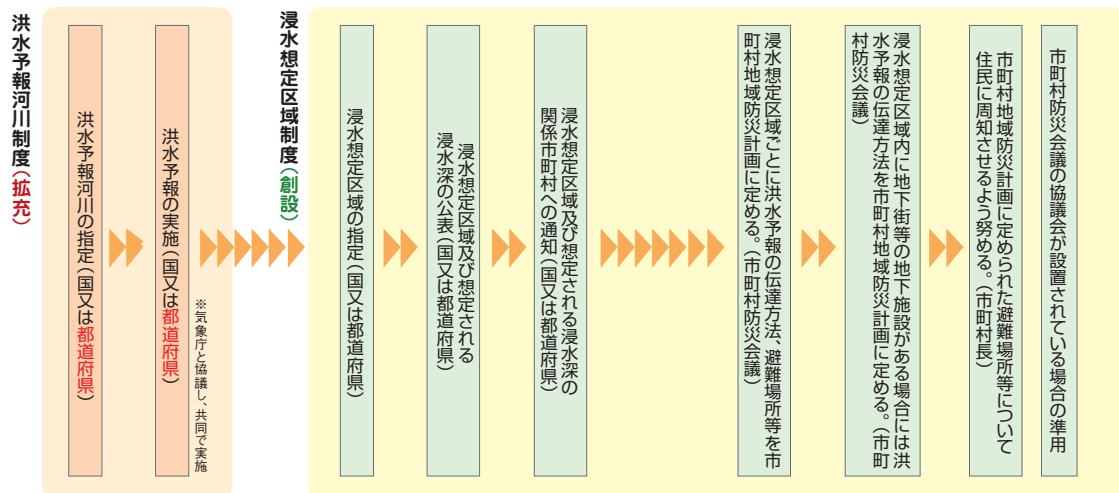


水防法の改正

●改正水防法の概要

水防法の一部を改正する法律



※改正を行った部分のみを表示

1. 洪水予報河川の拡充

国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報を行う河川に指定します。
都道府県知事は、指定した河川について、気象庁長官と共同して洪水予報を行います。

2. 浸水想定区域の公表

国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予想河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するとともに、浸水想定区域および浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町村に通知します。

3. 地域防災計画への反映

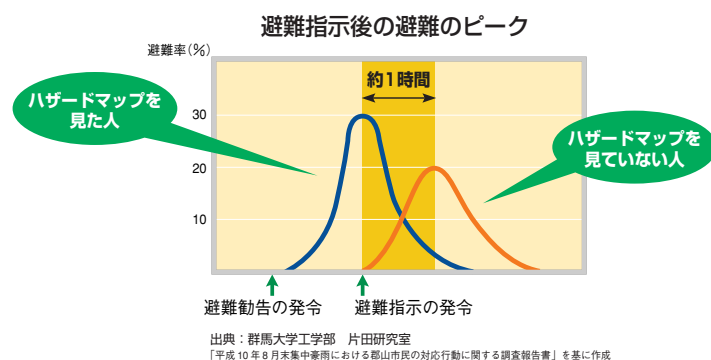
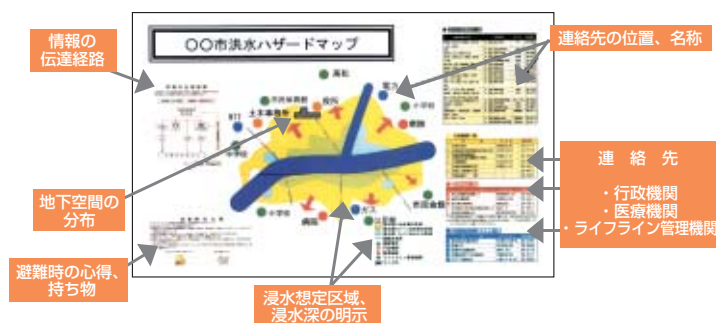
市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法・避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めます。
市町村長は、市町村地域防災計画に定めた避難場所などについて住民に周知させるよう努めます。

4. 地下空間への洪水予報の伝達

浸水想定区域内における地下街に対する洪水予報の伝達が的確に行われることをはじめとして、地下空間における浸水対策が促進されます。

5. 洪水ハザードマップ

浸水想定区域や避難場所などを住民に分かりやすく示した「洪水ハザードマップ」は、迅速かつ円滑な避難行動や防災意識の高揚に役立つ有効な手段です。



■洪水ハザードマップの入手方法等

アドレス(URL)

<http://www.mlit.go.jp/river/flood/hm.html>

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）

新法に基づく流域連携による総合的な洪水水害対策。

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域を指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図る。

近年、都市部の河川流域において浸水被害が頻発

- 都市部では、平成12年の東海水害など浸水被害が頻発している



- ヒートアイランド化等により集中豪雨が頻発しており、浸水被害の危険性が増大
- 一部では宅地開発等により設けられた調整池が埋め立てられる等の問題も発生



- 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難

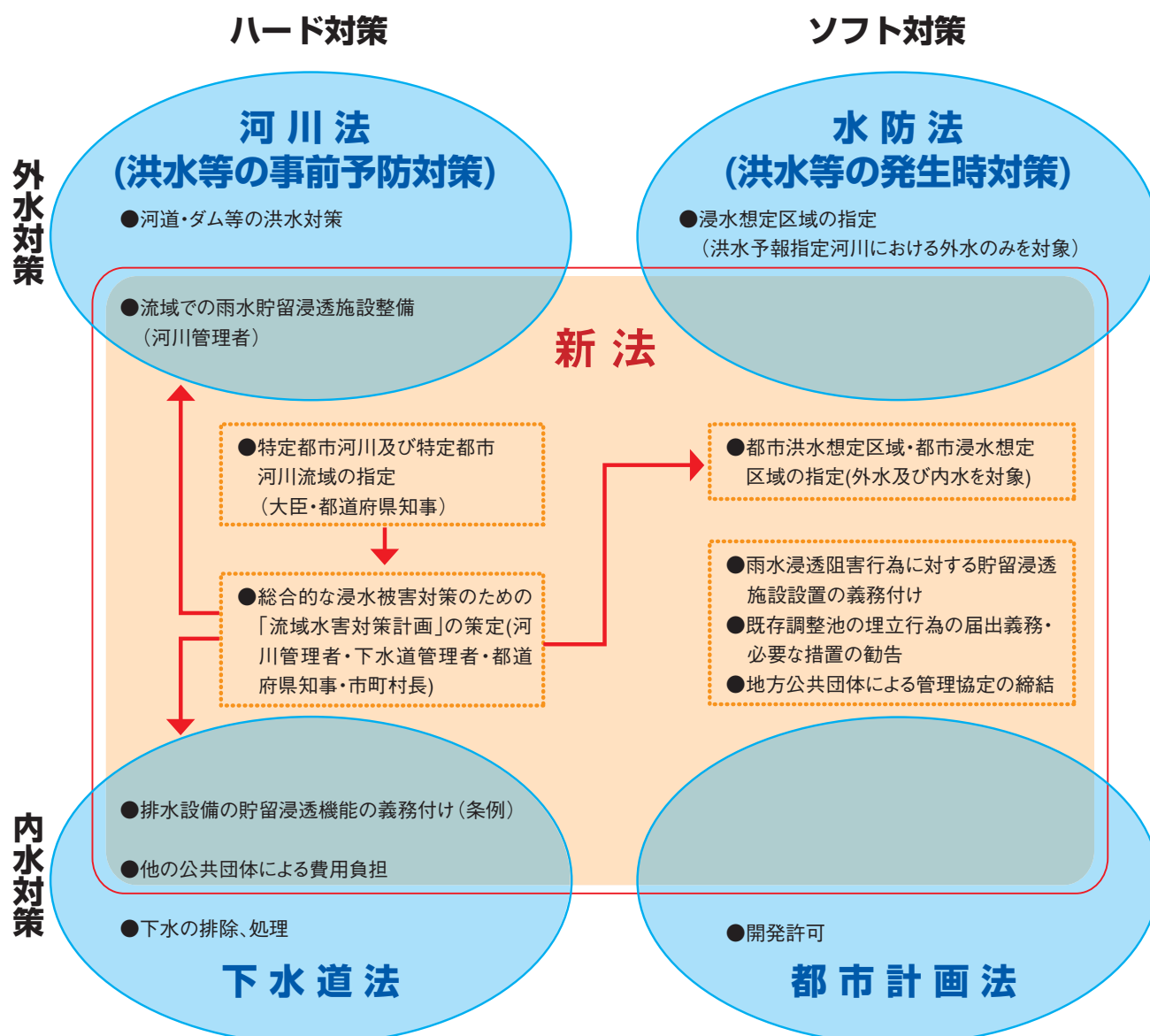
都市河川流域における新たなスキームによる浸水被害対策が必要

- 河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が一体となった浸水被害対策が有効

[新法の目的]

この法律は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

[新法と他法令との関係]



川のことば・基礎知識

治水

読んで字のとおり「水を治める」ですが、特に川の氾濫を防止すること・その工事の意味で使われます。水は人が生きるためには欠かせません。古代文明の多くが川の流域から生まれた理由もここにあります。しかし、川は生命の母であると同時に洪水により家屋や多くの人命を奪う存在でもありました。このような洪水被害を最小限に食い止めるために人類は川の水を上手に治めるための工夫「治水」を行ってきました。

■河川一般

流域（りゅういき）

降雨や雪解け水などが地表や地下を通して、その川に流れ込んでいる全地域をさします。

水系（すいけい）

同じ流域内にある本川、支川、派川とこれらに関連する湖沼を総称してこう呼ばれます。

放水路（ほうすいろ）

河川の途中から新しく人工的に開削し直接海または、他の河川に放流する水路のことで「分水路」と呼ばれることもあります。

本川（ほんせん）

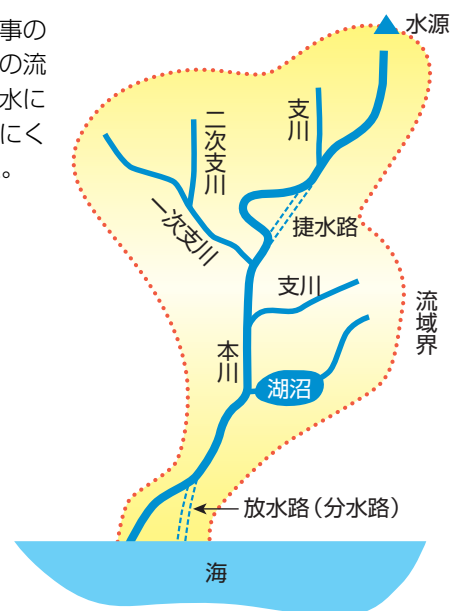
流量・長さなどが最も重要と考えられる、あるいは最長の河川のことを呼びます。

支川（しせん）

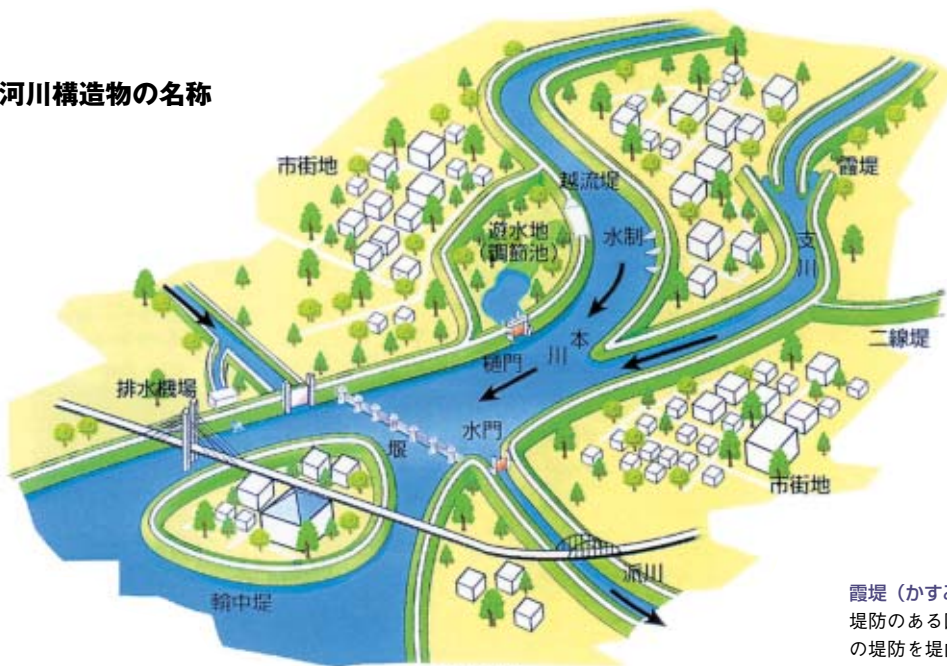
本川に合流する河川のことをいいます。さらに本川に直接合流する河川を「一次支川」、一次支川に合流する河川を「二次支川」と呼びます。

捷水路（しょうすいろ）

河川の湾曲部を矯正して、洪水を安全に流下させるために開削した水路です。



■河川構造物の名称



排水機場（はいすいきじょう）

洪水時に市街地内の雨水などをポンプを動かして河川に排出するための施設です。

堰（せき）

農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるために設けられる施設です。河川を横断して水位を調節します。

輪中堤（わじゅうてい）

ある区域を洪水から守るために、その周囲を囲むようにつくられた堤防です。木曾三川下流の濃尾平野の輪中が有名です。

越流堤（えつりゅうてい）

洪水調整の目的で、堤防の一部を低くした堤防です。増水した河川の水の一部を調節池などに流し込むことで被害を抑制します。

遊水地・調節池（ゆうすいち・ちょうせつち）

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量を少なくするための区域を、「遊水地」または「調節池」と呼びます。

水制（すいせい）

河川の水による侵食等から川岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的として設けられた施設です。形状は様々なものがあります。

霞堤（かすみてい）

堤防のある区間に開口部を設け、その下流部の堤防を堤内地側に伸ばし、上流の堤防と二重になるようにした堤防です。平常時には堤内地からの排水が簡単にでき、又上流で堤内地に氾濫した水を開口部よりすみやかに戻し、被害の拡大を防ぎます。

二線堤（にせんてい）

万一本堤が破損した場合、これ以上の洪水の氾濫を防ぐために、堤内地に築造される堤防です。

樋門・樋管・水門（ひもん・ひかん・すいもん）

堤内地の雨水や水田の水などが水路を流れて大きな川に合流する際、合流する川の水位が高くなった時に、その水が堤内地に逆流しないように、「樋門・樋管・水門」が設けられます。

水位の知識とチェック法

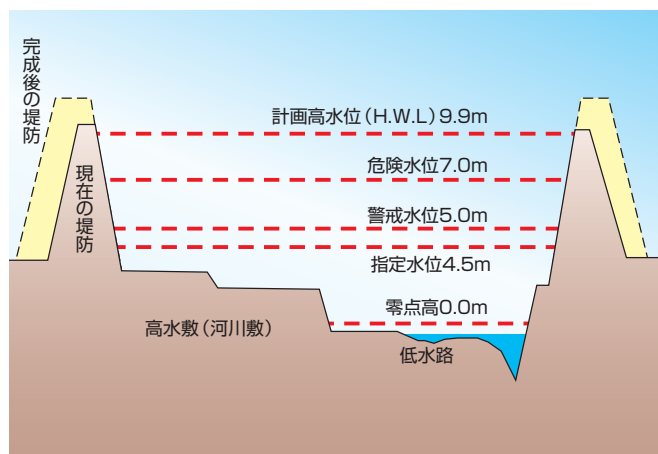
水防活動や防災対策の実施にも活用される河川の水位表示とその見方

「水位」とは一定の基準面から計測した川の水面の高さを表わしたもので、水量が増加すれば、水位は当然高くなってきます。河川の水位は、複数の場所に設置された水位観測所で、常に観測されています。

■水位の見方

下図は一級河川の水位観測場所のひとつの地点を表わしたものです。この図を参考に、実際の水位の表わし方を見てみましょう。河川の水位は、観測場所ごとに決めた基準点 [= 零点 (ぜろてん)] からの高さで表わし、この基準点から1m低ければ-1.0m、逆に1m高ければ1.0mと表現します。また、水位はその高さによって、いくつかの設定水位が定められており、その水位を越えた段階での対応が決められています。いざというときのためにも、住んでいるところの近くの基準点の設定水位を調べておくとういでしょう。

▼ある基準観測所の場合



水位に関する用語の解説

◆設定水位

①計画高水位 (=H.W.L.)

河川の計画を立てるときの基本となる水位。川の堤防工事などの基準で、堤防が完成した際に、その堤防が耐えられる最高の水位。

②危険水位

洪水により破堤等の災害や浸水被害の恐れがある水位。

危険水位に達する恐れがある場合には、水防団、関係行政機関および放送機関・新聞社等の協力を得て地域住民の方々へ洪水警報を発表します。

③警戒水位

洪水に際し、水防活動の目安となる水位。警戒水位に達し、なお上昇の恐れがある場合、水防団による堤防の巡視など、水防活動を行います。

④指定水位

洪水に際して、水防活動の準備を行う目安となる水位。指定水位に達すると、水防団は出動人員の配置や機材の準備を行います。

天気予報のチェックポイント

天気予報で「河川流域の大雨・洪水」情報を得る

Point1

気象庁が発表する地域と河川流域の位置関係

気象庁が発表する天気予報や注意報・警報は、主に「〇〇県で△△mmの雨が降っています」「〇〇県南部に大雨・洪水警報」と表現されます。河川の洪水への影響を知るためには、このように発表された場所が河川流域のどの場所に当たるかを確認しておく必要があります。

Point2

累加雨量や降雨量予想

大きな流域を持つ河川への雨の影響を知るためには、「〇〇地点で(の雨量は1) 時間△△mm」という1時間ごとの降雨量の発表とともに、「雨の降り始めから現在まで△△mm」という累加雨量や「今後、〇〇で△△mm以上の雨が降ることが予想されます」という降雨量予想の発表にも注意することが大切です。

Point3

注意報と警報、洪水予警報

気象庁では、洪水などの気象災害のおこる恐れがある場合に注意報を、洪水などによって重大な災害のおこる恐れがあるときに警報を発表します。また、洪水予報指定河川で、洪水により氾濫の起こる恐れがある場合には、国土交通省と気象庁あるいは都道府県と気象庁が共同でその河川の沿川に洪水予警報を発表します。大雨が降ってきたときには、天気予報などで報じられるこれらの発表にも注意しましょう。

災害のおこる 恐れがある場合	注意報
重大な災害のおこる 恐れがある場合	警報

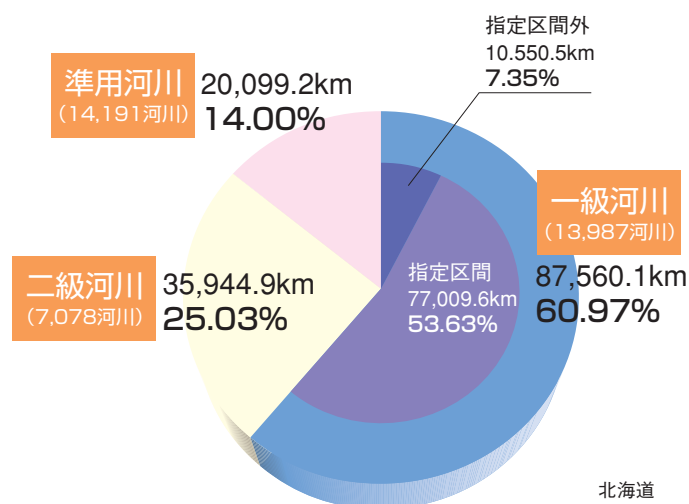
日本の河川の概要

全国の河川の内訳 (平成14年4月30日現在)

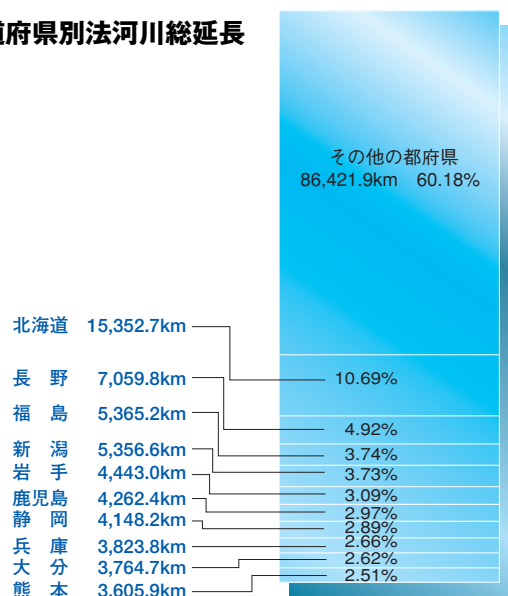
■河川管理上の区別

水 系	模 式 図	河 川 別	管 理 者
一級水系 (109水系) 国土安全上または国民経済上特に重要な水系は、国土交通大臣が直接管理します。		一級河川 (13,987河川) 準用河川 (赤実線) 大臣管理区間 (水色) 普通河川 (赤点線) 指定区間 (濃水色)	国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 地方公共団体
二級水系 (2,722水系) 一級水系以外の水系は、二級水系として都道府県知事が管理します。		二級河川 (7,078河川) 準用河川 (赤実線) 普通河川 (赤点線)	都道府県知事 市町村長 地方公共団体
単 独 水 系 一級水系、二級水系以外の水系です。		準用河川 (赤実線) 普通河川 (赤点線)	市町村長 地方公共団体

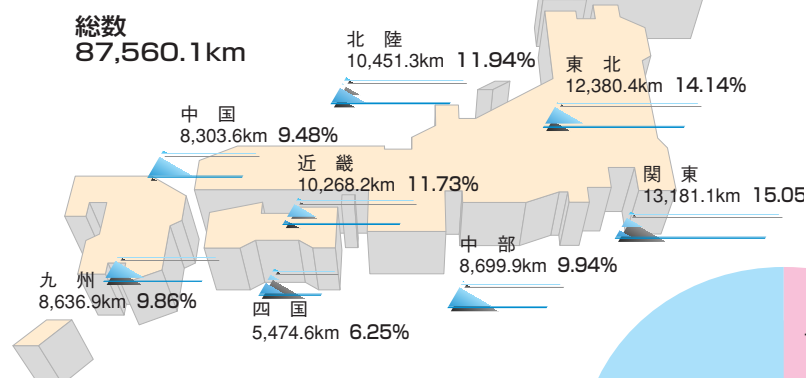
■法河川指定延長



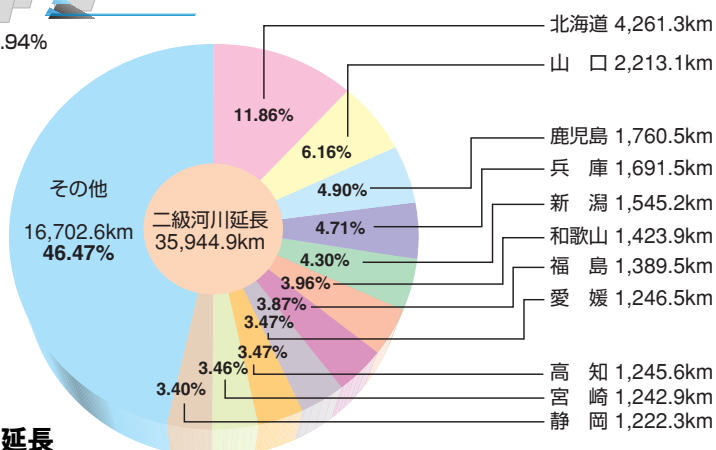
■都道府県別法河川総延長



■地方整備局等別一級河川延長



■都道府県別二級河川延長



河川イベント情報

水防月間

5月1日～5月31日

国民に水防の重要性と水防に関する基本的な考え方の普及の徹底を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止または軽減に資することを目的とする。



総合治水推進週間

5月15日～5月21日

総合治水対策の意義、重要性に対する流域住民の理解と協力を求める働きかけを、全国的に強力に展開することにより、総合治水対策のより一層の推進を図ることを目的とする。



がけ崩れ防災週間

6月1日～6月7日

近年頻発する土石流、地すべり、がけ崩れ及び火山噴火等の土砂災害による人命、財産の被害の現状にかんがみ、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を強力に促進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的とする。また、最初の一週間を「がけ崩れ防災週間」としてがけ崩れ災害の防止に関する知識の普及を行うとともに関係機関が行う防災対策等を積極的に実施し、「がけ崩れ防災運動」を強力に推進する。

砂利災害防止月間

6月1日～6月30日

砂利採取に伴う災害の防止のためには、今後より一層、砂利採取法の適性な運用を確保することが肝要であるが、その実行の十分な確保には、砂利採取業者の災害防止意欲及び遵法精神が不可欠であるので、砂利災害防止月間を機に、災害防止思想を一層普及し、砂利採取業者の自主的な災害防止体制の確立を図ろうとするものである。



7月7日は
「川の日」です。

森と湖に親しむ旬間

7月21日～7月31日

国民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、心身をリフレッシュし、明日への活力を養うとともに、森林やダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めることを目的とする。(林野庁と共催)



土砂災害防止月間

6月1日～6月30日



海岸愛護月間

7月1日～7月31日

気軽に海にふれあえる快適な潤いのある海岸を整備することによって、その適切な利用に資するとともに、広く国民に海岸愛護思想の普及と啓発を図ることを目的とする。



河川愛護月間

7月1日～7月31日

国民生活にうるおいを与える水と緑のオープンスペースとしての河川空間について国民の関心の高まりにこたえるため、河川が地域住民の共有財産であるという認識の下に河川についての理解と関心を深めるとともに、河川を常に安全で適切に利用、管理する気運を高めつつ、地域の方々と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境保全・創出を積極的に推進するよう、河川愛護の思想について、広く国民に周知徹底を図ることを目的とする。



雪崩防災週間

12月1日～12月7日

わが国は国土の半分以上が豪雪地帯として指定されており、積雪山間部の住民にとって雪崩は大きな脅威であり、毎年のように雪崩災害による犠牲者が出ているとともに生活面でも多大な支障を与えている。このような状況にかんがみ、集落を対象とした雪崩災害に対する国民の理解と関心を深め、雪崩による人命・財産の被害防止に資することを目的とする。



年 表

事業

1900

19

治水

環境

管理

一般河川の整備	一般河川の改修	直轄	一般河川改修事業	1874	
		補助	基幹河川改修事業		1932
	市街地と一体に整備	直轄	一般河川改修事業		
		補助	高規格堤防整備事業		
	市町村が実施	補助	特定地域堤防機能高度化事業		
		補助	都市基盤河川改修事業		
総合的な治水対策	流域対策と一体に整備	直轄	準用河川改修事業		
		補助	総合治水対策特定河川改修事業		
	流出抑制	補助	総合治水対策特定河川事業		
		補助	調整池整備事業		
危険構造物の改築	構造物対策	直轄	流域貯留浸透事業		
		補助	特定構造物改築事業		
浸水被害を早急に解消	床上浸水対策	直轄	鉄道橋・道路橋緊急対策事業		
		補助	床上浸水対策特別緊急事業		
	激甚な水害の再発防止	直轄	床上浸水対策特別緊急事業		
		補助	河川激甚災害対策特別緊急事業		
	上下流一体の治水対策	直轄	河川激甚災害対策特別緊急事業		
		補助	河川災害復旧等関連緊急事業		
輪中堤や宅地高上げ	氾濫域対策	直轄	河川災害復旧等関連緊急事業		
		補助	水防災対策特定河川事業		
		補助	水防災対策特定河川事業		
		補助	耐水型地域整備事業		
高潮や津波からの防護	低地対策	補助	都市水防災対策事業		
		補助	高潮対策事業		
良好な河川環境	水質浄化	直轄	低地対策河川事業		
		補助	水環境整備事業		
	自然再生	直轄	河川浄化事業		
		補助	自然再生事業		
	河川利用推進	直轄	自然再生事業		
		補助	河川利用推進事業		
河畔整備	直轄	河川利用推進事業			
	補助	河畔整備事業			
地域づくりの支援	流水保全	直轄	流水保全水路整備事業		
		補助	豪雪地対策		
維持修繕等	既存ストックの有効活用	直轄	消流雪用水導入事業		
		補助	河川維持修繕事業	1902	
		直轄	河川修繕事業		
情報基盤整備	高度情報技術の活用	直轄	河川工作物関連応急対策事業		
		補助	情報基盤緊急整備事業		
	地域主導の川づくり	補助	統合一級河川整備事業補助		
		補助	統合二級河川整備事業補助		

施策

1900

19

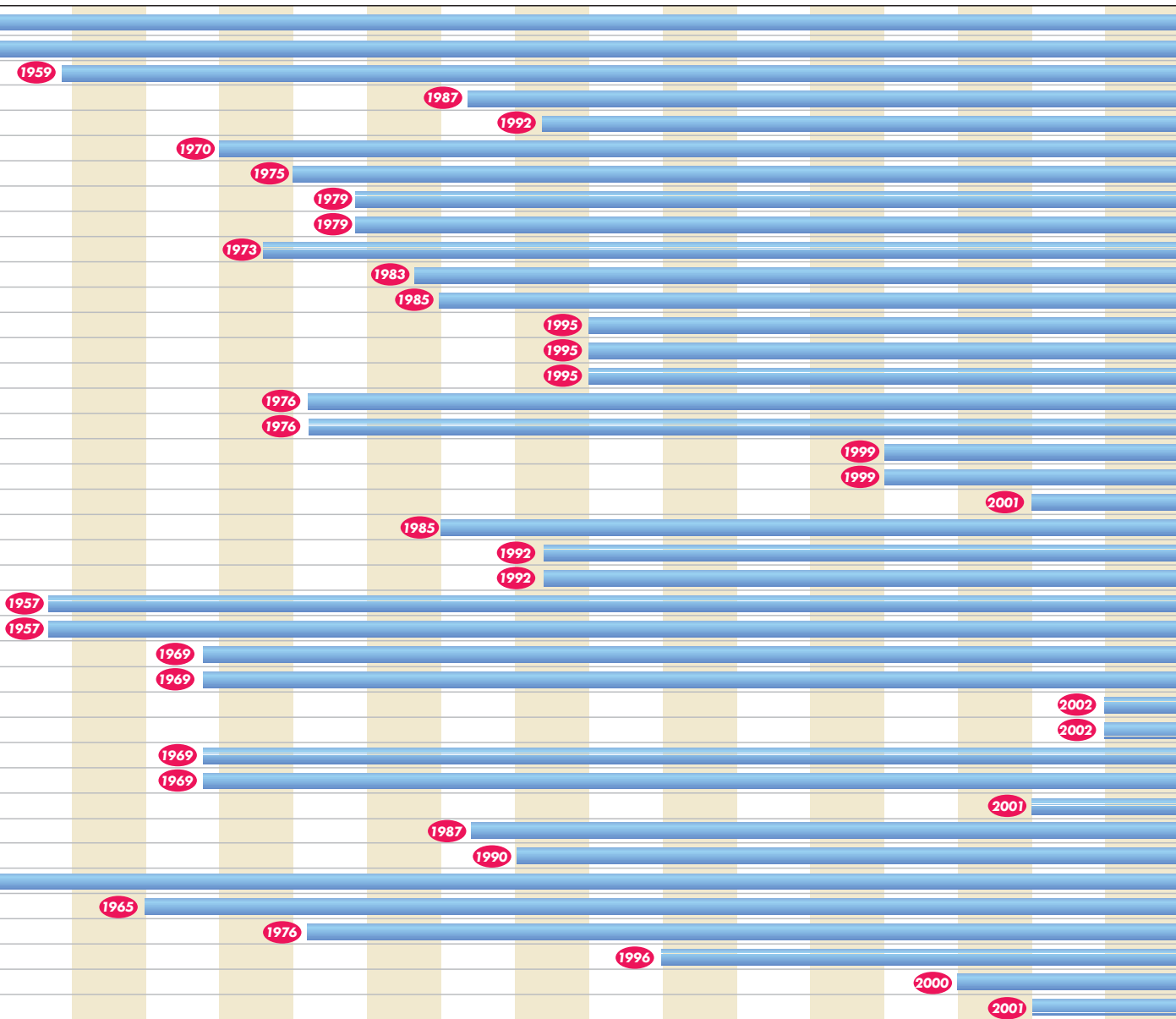
環境保全

まちづくり

IT(情報技術)

多自然型川づくり	
魚がのぼりやすい川づくり	
自然再生	
樹林帯の整備	
清流ルネッサンスⅡ	
河川水辺の国勢調査	
自然共生センター	
河川生態学術研究	
間伐材の利用	
河川防災ステーションの整備	
桜つつみモデル事業	
ふるさとの川整備事業	
マイタウンマイリバー整備事業	
水辺プラザの整備	
「子どもの水辺」再発見プロジェクト	
水辺の楽校プロジェクト	
地方特定河川等環境整備事業	
水と緑のネットワーク	
河川管理のIT化	
インターネット、iモードによる河川情報の提供	

50 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003



50 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003

